

令和4年8月10日

第26回水俣市農業委員会

第26回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 新庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和4年8月10日
 開会 9時30分
 閉会 9時46分
- 3 出席委員
 農業委員 14名 1番 坂本 隆司 君 8番 中村 清治 君
 2番 松田 時義 君 9番 廣島 康雄 君
 3番 森口 信二 君 10番 松本 公昭 君
 4番 山澤 親徳 君 11番 瀧上 正嗣 君
 5番 田畑 和雄 君 12番 前田 仁 君
 6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君
 7番 稲田 祐市 君 14番 元村 善二 君
 推進委員 10名 16番 蒔本 政廣 君 24番 池田 郁雄 君
 17番 竹下 正治 君 26番 森下 義孝 君
 18番 竹本 孝幸 君 27番 下鶴 信雄 君
 19番 山内 秋光 君 28番 古里 君廣 君
 21番 安田 昌一 君
 23番 山口 初憲 君
- 4 欠席委員
 農業委員 0名
 推進委員 4名 15番 平松 明子 君 20番 溝口 幸一 君
 22番 坂口 新一 君 25番 原田 隆義 君
- 5 議事日程
 第1 議事録署名委員の選出
 第2 報告事項(1)農用地利用配分計画の認可について
 (2)合意解約通知について
 議第96号 非農地証明書交付について
 議第97号 農用地利用集積計画の申出について
 議第98号 令和4年度田畑売買価格等の決定について
- 6 農業委員会事務局
 局長 永松 正治
 次長 大川 尊(欠席)
 参事 松原 真樹
 主任 山内 哲郎

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第26回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、14名です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、13番、戸次委員、14番、元村委員にお願いいたします。 なお、農地利用最適化推進委員は10名です。 欠席者は、15番、平松委員、20番、溝口委員、22番、坂口委員、25番、原田委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、11番、淵上委員にお願いいたします。</p>
<p>11番委員 (淵上正嗣君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用集積・集約化・遊休農地の発生防止・解消、新規参入への促進に努めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長 (永松正治君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)農用地利用配分計画の認可についてでございます。 議案書は、1ページになります。1件でございます。 こちらは、令和4年6月10日の第24回農業委員会会議で、貸し人から熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申し出について、御審議、御承認いただいた土地になります。 記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和4年6月30日付けで熊本県知事から認可されました。 土地の所在、地目、面積は記載のとおりです。 期間は、令和4年8月1日から令和14年7月31日までの10年となっております。 利用目的は果樹。借賃、利用権の種類は、議案書記載のとおりです。 場所は、2ページを御覧ください。 次に報告事項(2)合意解約通知についてです。 議案書は、3ページになります。1件でございます。 貸人、借人、土地の所在等は、記載のとおりです。</p>

	<p>解約の理由につきましては、借人が高齢のためでございます。 場所につきましては、4ページを御覧ください。 報告事項の説明は以上となります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第96号、非農地証明交付についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。</p>
13番委員 (戸次治夫君)	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、13番、戸次委員をお願いします。</p>
13番委員	<p>議第96号、非農地証明書交付について6ページを御覧ください。 番号1。申請人、土地の所在は議案書記載のとおりです。 地目は、台帳が田、現況が山林原野です。 もう一つは、地目は、台帳は畑、現況が山林原野です。 2筆合わせて927㎡です。 土地の現況の詳細は、所有者の死去により耕作者がいなくなり、 雑木や茅が茂り山林化しているということです。 場所は7ページを御覧ください。 8月5日に、現地確認を、申請者の子と坂口推進委員、事務局2 名と私で確認しましたところ、場所は先程の現況どおり山林原野と なっておりまして、茅も農機具等で撤去できるような状況でもござ いけません。 重機等を持って行って、行わなければならないような状況で、耕 作は無理かなと思います。 御主人が亡くなり、奥さんは現在89歳で、奥さんもすることが できない、その為、非農地にしたいということで、その後ろは山な んですよ。 他に迷惑等もかからないと思いますので、御審議の程よろしくお 願ひいたします。</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はござ いませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第96号、非農地証明交 付については、交付してもよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>

議 長	<p>御異議もないようですので、議第96号、非農地証明交付については、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第97号、農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
10番委員 (松本公昭君)	はい、議長。
議 長	はい、10番、松本委員をお願いします。
10番委員	<p>議第97号、農用地利用集積計画の申出について、1番を説明いたします。</p> <p>今日は、審議するものが少ないので、ゆっくりしたいと思います。</p> <p>貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。地目は、台帳現況とも畑です。</p> <p>面積が1,061㎡。</p> <p>始期終期が、令和4年9月1日から令和9年8月31日までの5年間。</p> <p>利用目的は、玉葱だそうです。</p> <p>借賃は、議案書記載のとおり。利用権の種類は賃借権。借人は、議案書記載のとおり。</p> <p>経営面積は、貸付地が多くなっておりませんが、以前はお茶農家でしたので、お茶のほうは全部貸してしまって、今は玉葱一本で頑張っておられます。</p> <p>場所は11ページを御覧ください。</p> <p>再設定ですので、長年借りておられます。</p> <p>本人に確認したところ、また5年間借りるということでした。</p> <p>下限面積も30a以上ありますので、何ら問題はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま</p> <p>すので、御審議の程よろしくお願</p> <p>いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)

議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第97号、農用地利用集積計画の申出については、承認してもよろしいでしょうか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第97号、農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。 次に移ります。 議第98号、令和4年度田畑売買価格等の決定についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事務局長	<p>議第98号、令和4年度田畑売買価格等の決定についての説明をさせていただきます。</p> <p>議案書は、13ページを御覧ください。</p> <p>順に説明させていただきます。</p> <p>まず、1番の目的ですが、田畑の売買価格等については、毎年、全国農業会議所と都道府県農業会議が、田畑売買価格の動向等を把握し、農業政策の立案のための資料とするため実施しています。</p> <p>調査方法は、昭和25年1月1日当時の市町村を調査対象区域とし、都市計画法の線引きの有無、農振法による区分等を調査し、中程度の田及び中程度の畑並びに樹園地が調査対象となっております。</p> <p>つまり、自治体内部で平均的な田畑が、どの位の価格又は価格帯で取り引きされるのが妥当か、農業委員会が見解をまとめるというものです。</p> <p>次に2番、本市の対応ですが、水俣市におきましては、調査要領により、昭和25年当時の市町村である水俣市と久木野地域を対象に、田畑をそれぞれ上中下の3区分で選定した101筆の農地について、税務課に固定資産評価額の推移を調査いたしました。</p> <p>今回の調査につきましては、表の中ほどの3調査概要に記載していますが、全てにおいて昨年度と固定資産税評価額に変更がなかったため、横ばい据え置きとなっております。</p> <p>そこで、本農業委員会におきましては、4売買価格案のとおり、水俣市と久木野地域それぞれの田、畑の上中下、水俣市の果樹園、さらに水俣市の田畑の農用地区域内の中の価格を、昨年度と同額のまま参考数値としての売買価格(推定価格)として、御了承を得て回答としたいと考えておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>この件につきましては、7月8日の総会後に、代表者の方に集まっていたいただき協議をいただいている案件でございます。</p>

	以上でございます。
議 長	事務局より説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第98号、令和4年度田畑売買価格等の決定については、本案のとおり決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第98号、令和4年度田畑売買価格等の決定については、本案のとおり決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第26回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員